

令和 7 年 1 月 24 日

オンライン資格確認（資格確認限定型）に関するアンケート

こちらのアンケートは柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の施術所の方に対するアンケートです。

柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の施術所におけるオンライン資格確認（資格確認限定型）は、受領委任の取扱いのある施術所での導入が義務化されています。これから導入の準備を進められる施術所におかれては、「施術所等向け総合ポータルサイト」へのユーザー登録、利用開始申請を行っていただきますようお願いいたします。また、利用申請後も、ポータルサイトの運用開始日を入力いただくようお願いいたします。

未導入の場合は地方厚生（支）局等による個別の働きかけ等や、受領委任払いの取扱いを中止する場合があります。

一方、導入にあたって「やむを得ない事由」に該当する場合には、導入義務化の対象外となります。

このアンケートは、オンライン資格確認を未導入の施術所を対象に、

- ・ 「やむを得ない事由」に該当するのか、
- ・ いつ頃、オンライン資格確認の導入を想定されているか

を把握し、今後の導入に向けたスムーズなご案内や周知広報につなげるために行います。

以下に添付している二次元コードより、施術所等向け総合ポータルサイトにアクセスいただき、アンケートにご回答をお願いいたします。

※施術者単位ではなく、施術所単位での回答をお願いいたします。

※令和 6 年 12 月 26 日時点で、オンライン資格確認の利用申請をされていない施術所に送付しております。既に利用申請がお済みの場合は、ご容赦ください。

○アンケートフォーム

https://iryohokenjyoho.service-now.com/omf?id=take_survey&type_id=d30ff2ac9343da10cc16327a7bba1092



上記フォームからの回答が難しい場合は、裏面のアンケート用紙に記入の上、下記宛先に郵送又はメールで返信してください（アンケート用紙を PDF 化してメールで送付する方法も可）。

< 郵送先 >

郵送先：厚生労働省保険局医療介護連携政策課保険データ企画室

住所：〒100-8916

東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 2

< メールアドレス >

suisin@mhlw.go.jp

< 回答 × 切 >

令和 7 年 2 月 7 日（金）

1. 施設情報について

施術所名（※1）										
施術所所在地										
登録記号番号（※2）										
メールアドレス										
直近1年間の受領 委任払いの実施有無	☐ 実施している					☐ 実施していない				

（※1）地方厚生（支）局又は都府県事務所に届け出・申し出ている施術所名を記入ください。

（※2）受領委任の登録に係る通知書又は受領委任の承諾に係る通知書の登録記号番号の欄に記載されている10桁の漢字又は数字を記入ください。

2. やむを得ない事由等について

受領委任を取扱う施術所では、令和6年12月2日以降、オンライン資格確認の導入が原則義務化されております。ただし、導入にあたって「やむを得ない事由（場合）」に該当する施術所については、義務化の対象外となります。

また、柔道整復師の施術所とあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の施術所の併設施術所においては、併設申告を行うことで、1つの端末を兼用し、双方で資格情報を閲覧する運用が可能となります。併設申告を行い、主たる施術所としてオンライン資格確認を導入している場合は、もう一方の従たる施術所のオンライン資格確認の導入義務を果たしているものとみなします。

つきましては、下の①～⑥のうち、当てはまるものにチェック☑を入れてください。

☐	①施術者が皆、高齢（※）により、オンライン資格確認によって療養費を受領する資格があることを確認することが困難である。 （※）令和6年4月時点で、常勤の施術者が皆、70歳以上である場合。 「常勤」とは、原則として施術所において定められた施術者の勤務時間の全てを勤務する者を指す。
☐	②施術者が皆、視覚障害により、オンライン資格確認によって療養費を受領する資格があることを確認することが困難である。
☐	③令和7年12月2日までの廃止・休止を決めている施術所である。
☐	④令和7年12月2日までの受領委任の取扱い中止を決めている施術所である。
☐	⑤併設の施術所であり、従たる施術所である（※）。
☐	⑥上記のような、やむを得ない事由はない。

（※）併設申告を行っていない場合には、申告手続きをお願いいたします。

その上で、⑥（「上記のような、やむを得ない事由はない」）を選択された方にお聞きします。

オンライン資格確認（資格確認限定型）を導入する時期はいつ頃を予定していますか。
下の①～⑤のうち、当てはまるものにチェック☑を入れてください。

☐	①導入済み
☐	②導入予定（令和7年3月末まで）
☐	③導入予定（令和7年6月末まで）
☐	④導入予定（令和7年12月末まで）
☐	⑤導入予定はまだ立てていない

3. オンライン資格確認（資格確認限定型）の導入について

オンライン資格確認（資格確認限定型）の導入にあたり、困っていることやご意見等あればお聞かせください。

--